

水とすむまち 吉賀町



吉賀町 建設水道課
下水道使用料 審議会答申 説明資料
令和7年7月 住民説明会用

下水道使用料審議会

吉賀町の下水道

令和4年4月1日 下水道事業会計（公営企業会計へ移行）

・公営企業会計の導入で、今後の事業運営に耐え得る経営状況ではないことが分かりました。また、今の料金体系の中で、人員数の把握を行う点は、使用者にも運営側にも負担が生じているため、料金体系と水準の見直しをお願いせざるを得ません。

そのため、料金改定を目的として下記のとおり審議会を開催しました。

下水道使用料審議会

第1回 令和6年 9月 9日
第2回 令和6年10月 9日
第3回 令和6年10月30日
第4回 令和6年11月12日
第5回 令和6年11月21日
答 申 令和6年11月27日

審議会の資料や議事録は吉賀町HPに掲載しています。

（トップ>暮らし>生活環境・衛生>下水道・農集>下水道使用料審議会）

諮問書の写しは次のページ。



吉健水第503号
令和6年2月16日

吉賀町下水道使用料審議会
会長 様

吉賀町長 岩本 一巳

下水道使用料の改定について(諮問)

吉賀町下水道使用料審議会条例(平成28年12月19日吉賀町条例第37号)
第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問の内容

- (1) 下水道使用料の料金体系について
- (2) 下水道使用料の料金水準について
- (3) 下水道使用料の改定時期について

2. 諮問の趣旨

当町の下水道事業は、集中投資が行われた平成10年代から20年以上が経過しております。

今般、既にお示しました経営戦略では、施設や管路は令和30年頃より一斉に耐用年数を経過する見込となっております。その際に更新をするか、規模縮小していくかは今後も継続した議論が必要となるところですが、いずれにせよ、多額の費用を要することは明かです。事業の今後を見据え、方針を示す時期が迫りつつある状況です。

また、今後の事業を検討する上で、現在の経営状況を改めて俯瞰しますと、これも健全と言える状況ではありません。令和4年度に公営企業会計を導入したことで、今後の事業運営に耐え得る経営状況ではないことが、より明白になりました。

また、現料金体系にも懸念点があります。現料金体系は人頭制と従量制の2制度を併用しております。人頭制は老若男女を問わないため、実際の使用実態に沿わないことがあり、使用者の公平感を損ねているところがあります。また、人員数の把握を常々行わなければならない点は、使用者にとっても事業運営側にとっても少なからず負担が生じております。

このような状況の改善を図り、今後も下水道事業の安定的な運営と公平な負担を図るには、料金体系と水準の見直しをお願いせざるを得ないとの判断に至りました。

よって、諮問事項について貴審議会のご意見を伺うものです。

答申について（下水道）

■答申の要旨は次のとおり。

- ・下水道使用料の料金体系は、審議の結果、人頭制を廃止し従量制にすることが適当。
- ・料金水準は料金体系の変更に伴い、税抜で下記のとおりとする。

基本料金 1,000円 従量料金 120円/㎡

- ・下水道使用料の改定時期は、住民周知を踏まえ、吉賀町長の責任において判断されたい。

■附帯意見は4点

- ・料金の検証・見直しについて
- ・将来の大規模更新について
- ・周知の徹底について
- ・国や県への財政支援要望の強化について

■答申書の写しは次のページから。

■答申を受けて

■今後の予定

- ・料金改定の議案を上程します

時期：令和7年9月定例会を予定

内容：下水道の各料金条例の料金表を改正するもの

改定時期は令和9年5月使用分（7月請求分）で検討中。

※農集の料金条例を下水道へ統合するかについても検討中

令和6年11月27日

吉賀町長 岩本 一巳 様

吉賀町下水道使用料審議会 会長 山吹 薫

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年2月16日付け吉建水第503号で諮問のありました事項について、本審議会で審議を重ねた結果、附帯意見4点と附帯資料を添えて下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申の内容

（1）下水道使用料の料金体系について

審議の結果、人頭制を廃止し従量制にすることが適当と判断した。

（2）下水道使用料の料金水準について

使用料体系の変更に伴い、料金表（税抜）は下記のとおりとする。

基本料金 1,000 円 従量料金 120 円/㎡

（3）下水道使用料の改定時期について

改定時期は、住民周知を踏まえ、吉賀町長の責任において判断されたい。

2. 附帯意見

（1）料金の検証・見直しについて

現行の人頭制では、下水道に契約している世帯の正確な人数把握が困難である。また、各家庭により上水道の使用量が異なっているため、利用者間で使用状況に差異がある。そのため現行の人頭制よりも使用量に応じた従量制の方が望ましい。本審議会においては、上記の理由により人頭制から従量制への変更という制度を変えることに重きを置く。その中で、住民負担が少なく、且つ、将来の人口減少による使用料収入の減少を少しでも抑える料金価格を算定した結果、税抜で基本料金1,000円、従量料金120円/㎡となった。

今後、常にその使用料水準が適切であるか、検証をされたい。社会情勢や人口動態の変化により、今回の見直しに際して見込んだ収支が大きく乖離する場合は、町民への影響を第一に検証と見直しに努められたい。

(2) 将来の大規模更新について

30年後には大規模な更新工事があり、多額の費用が見込まれる。そのため、大規模更新工事を行い下水道事業の継続をしていくのか、下水道を廃止し合併浄化槽への転換をするのか、住民負担が少ない方策、工事の施工方法や最新の工法を基に費用対効果等よく検討すること。また、大規模更新工事の実施の有無について、町の全体方針を決定すること。

(3) 周知の徹底について

下水道使用料見直しの際には、下水道使用者だけでなく下水道未整備地域の人にも影響する可能性があるため、町民全体の理解が不可欠である。特に、現在導入されている合併浄化槽維持管理費補助金の補助額は、下水道使用料との差異を無くすよう設定されている。そのため、下水道使用料の改定に伴い、当該補助金額の改定もあり得る。

また、使用料水準が長い間据え置かれてきた経緯もある。これらを踏まえ吉賀町長は見直しの理由や内容への理解を得られるよう、分かりやすい広報に努められたい。

(4) 国や県への財政支援要望の強化について

当町は人口密度が小さく、事業運営に不利な環境におかれている。地方の困窮した実態を踏まえ、補助金の補助率の向上や要件の緩和といった財政支援制度の拡充を、国や県、各関連団体に要望すること。

下水道は生活環境の保全等を目的としており非常に重要な施設である。当町を起点に置く清流高津川は水質日本1位を複数回にわたり獲得している。これもひとえに下水道の整備による環境保全が大きく貢献していると思われる。

このような豊かな自然環境を将来に渡り保全していくために、国や県の財政支援が不可欠である。

附帯資料

1. 諮問の背景について

吉賀町の下水道使用料は平成17年の町村合併後、改定していない。事務局からは、下水道は令和4年度より公営企業化し経営状況が明るみになったため、今後良好で安定的な経営をしていくためには下水道の将来について審議する必要があるとの説明があった。

その趣旨は2つある。1つ目は、将来の大規模更新をするのか規模を縮小するのか、いずれにせよ多額の費用を要する事である。2つ目は、現行の人頭制では老若男女を問わないため、実際の使用実態に合わず、使用者にとっても事業運営側にとっても少なからず負担が生じていることである。このような状況では、良好な経営は困難であるため使用料の改定をお願いせざるを得ないとの趣旨であった。

町の下水道は、集中的に建設された平成10年代から20年以上が経過した状況である。施設や管路の老朽化が進行し、予断を許さない状況である。

2. 審議会の経過と意見について

(1) 下水道事業の経営状況や今後の更新工事について

- ・人口減少が加速している昨今の社会的状況や下水道事業の経営状況では、大規模更新工事の費用を捻出することは不可能ではないか。
- ・人口が減少していく一方なので、使用料収入も減少していく。将来、少ない使用者の使用料を財源に、更新工事を行えるのか。住民の負担が増すばかりではないのか。
- ・更新工事を行うよりも合併浄化槽への転換をする方が得策ではないのか。
- ・更新工事をするのか合併浄化槽への転換をするのか、その方針をいつ、誰が決定するのか。将来の全体計画を立てて示す必要がある。
- ・合併浄化槽への転換の際は、浄化槽設置費用は町負担により実施を求めたい。ただし、下水道未整備地域（浄化槽設置地域）との兼ね合いから、住民間の公平性と納得感を得られるよう考慮されたい。
- ・先行きが不安な下水道事業の存続のための使用料値上げには納得できない。
- ・安直な値上げは許されない。高齢独居の方を始めとした経済的な影響は無視できない。

(2) 料金体系

- ・人頭制だと使用人数の把握が困難である。
- ・従量制にすることで、使用人数が変わっても届出をする必要がない。
- ・下水道へ流した分だけ使用者が負担する方（従量制）がフェアである。
- ・上水道も値上げをすると節水をする家庭も増えると思う。結果的に収益が下がるのではないか。
- ・上水道以外の水（井戸水や谷水等）を下水道へ排水している世帯については公平を期するために、メーターを設置する等して対応すること。
- ・水質が良好な高津川には、他所ではあまり見られない天然の鮎が生息しており、町内外問わず多くの人に愛されている。吉賀町民である私たちは、その高津川から引いた水を用いて作る野菜やお米などの有機食材を食している。下水道の使用料を支払うという事

は、そういった環境の維持をしているんだという認識を全員が持つべきである。

(3) 更新の計画・財政シミュレーション

- ・審議を重ね、事務局より耐用年数の短いもの（経営戦略に記載している令和5年～令和14年の10年間のもの）の更新について説明を受けた。30年後の大規模更新工事については、実施するのかもしれないのか、今後検討するとのことであった。いずれにせよ、実施の有無の判断については、今後時期を決めるとのことであった。
- ・併せて事務局より、「今後の下水道使用料は5年毎に見直す方針」との説明を受けた。
- ・料金改定案について令和14年度までの期間の推計6パターンを比較し、審議した。
- ・値上げ幅を抑えた場合は、収支が均衡せず、経費回収率も改善幅が少なくなることを確認した。
- ・値上げを先送りした場合は、対応年数の短い施設の老朽化対策工事が満足に出来なくなる状況になる。
- ・一般会計からの繰入金は今後も必要な分だけもらえるのか。

(4) 使用料水準と国の補助

- ・下水道が受ける国の補助、その要件に経費回収率向上に向けた取り組み（経費回収率の目標値、使用料の改定、改定の実施時期）を経営戦略に明記というのがある。
- ・国の補助が無ければ耐用年数の短い下水道設備の更新も行えなくなる。
- ・下水道は生活環境の保全を担っているので、国や県の財政支援が必要である。

(5) 審議の結果

- ・審議の終盤においても委員からは値上げへの反対意見が挙げられた。
- ・下水道の経営状況について不安の声が挙げられた。また、事業の存続について経営面からは否定的な意見が、環境面からは肯定的な意見が挙げられた。
- ・本審議会では「人頭制から従量制への料金体系の変更及び現行の経営水準の維持が必要」と判断した。
- ・料金体系は、財政シミュレーションの結果から、税抜きで基本料金1,000円、従量単価120円/㎡とした。
- ・本審議会において下水道使用者への料金体系の変更による影響をすべて見極めるのは困難である。
- ・改定時期は吉賀町長の責において、町民への経済的な影響と周知期間を十分に考慮すること。
- ・本審議会での審議、答申は現在の経営戦略を基にした諮問に対して行ったものである。

以上

3. 審議会の開催状況

区分	開催日時	会場	内容
諮問	令和6年2月16日（金） 午前9：00～11：00	柿木庁舎 2階大会議室	会長・副会長選任、諮問。
第1回	令和6年9月9日（月） 午前9：30～11：30	柿木庁舎 2階大会議室	下水道の概要、経営戦略の説明。
第2回	令和6年10月9日（水） 午前9：30～11：30	柿木庁舎 2階大会議室	決算書、決算統計の説明。財政シミュレーション、料金改定について審議。
第3回	令和6年10月30日（水） 午前9：30～12：00	柿木庁舎 2階大会議室	料金改定について審議。
第4回	令和6年11月12日（火） 午前9：30～10：45	柿木庁舎 2階大会議室	答申書（案）について審議。
第5回	令和6年11月21日（木） 午前9：30～10：40	柿木庁舎 2階大会議室	答申書（案）について審議。
答申	令和6年11月27日（水） 午前9：00より	六日市庁舎 応接室	答申書提出

4. 審議委員の名簿

会長 山吹 薫
委員 岩上 武史
委員 光長 勉

副会長 田村 正人
委員 水津 一盛
委員 山脇 裕子

（委員については五十音順）

新料金体系（1か月）

・人頭制を従量制へ変更

税抜き

現行

一般家庭	基本料金	1,500円	加算料金	500円/人（5人以上は一律2,500円加算）
一般家庭（非定住）	基本料金	500円		
営業所	基本料金	800円	加算料金	120円/m ³
公共施設	基本料金	500円	加算料金	120円/m ³



改定（案）

一般家庭	基本料金	1,000円	加算料金	120円/m ³
一般家庭（非定住）				
営業所				
公共施設				

新料金体系の影響

税込み

水道使用量 2 か月平均		現行	改定	改定率
1人世帯	15m ³	4,400円	4,180円	-5%
2人世帯	30m ³	5,500円	6,160円	12%
3人世帯	40m ³	6,600円	7,480円	13%
4人世帯	46m ³	7,700円	8,272円	7%
5人世帯	54m ³	8,800円	9,328円	6%
事業所	50m ³	8,360円	8,800円	5%

■新料金と収支状況

項目名	令和5年度 (決算)	令和9年度 (推計、改定前)	令和9年度 (推計、改定後)
営業収益	44,770,620円	44,189,000円	46,402,498円
事業収益	254,383,543円	223,495,000円	225,708,498円
事業費用	240,553,639円	221,352,000円	221,352,000円
収支差額	13,829,904円	2,143,000円	4,356,498円
使用料単価	141円	139円	146円
汚水処理原価	182円	200円	200円
経費回収率	77.52%	69.45%	72.93%

※ 使用料審議会資料NO.14-2/パターン②及び経営戦略より抜粋

使用料単価 = 使用料収益 ÷ 有収水量 (下水道の使用水量)

汚水処理原価 = 汚水処理費 ÷ 有収水量

経費回収率 = 使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100

附帯意見への対応（下水道）

■附帯意見「（１）料金の検証・見直し」への対応は？

⇒経営戦略では5年に1度は見直しすることとしています。今回で料金体系の変更をした場合、その次は令和14年度を目途に収支状況の検証を反映した改定を行うこととなります。

■附帯意見「（２）将来の大規模更新」への対応は？

⇒諮問のとおり町としても課題を認識して引き続き検討をしていきます。

新しい工事技術により、更新費用を抑えた工事ができるのか、又は更新工事を行わず合併浄化槽への転換をするのか、慎重に検討をしていきます。

■附帯意見「（３）周知の徹底」への対応は？

⇒改定時期まで十分な期間をとり、全契約者へ通知するなどして周知を図っていきます。

特に水道契約なしの下水道ご契約者へは、別途メーター設置をするご案内をしていきます。

■附帯意見「（４）国や県への財政支援要望の強化」への対応は？

⇒国や県、下水道協会といった関係機関を通じての要望をしていきます。